

新型コロナウイルス関連の融資制度、給付金、補助金、助成金をご案内いたします。

## ■新型コロナウイルス対策融資制度

令和2年4月17日現在

### 運転資金

新型コロナウイルスの影響により

1.売上高が前年同月5%以上減少	相談窓口	貸付限度額	貸付金利	返済期間	据置期間	備考
小規模事業者経営改善貸付（マル経資金）	松本商工会議所	1,000万円	年0.31%	7年以内	1年以内	返済期間4年目からは貸付金利1.21%
国制度資金 33-7070	日本政策金融公庫	6,000万円	年0.46%	15年以内	5年以内	返済期間4年目からは貸付金利1.36%

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)

2.売上高が前年同月10%以上減少	相談窓口	貸付限度額	貸付金利	返済期間	据置期間	備考
松本市制度資金 小規模事業者 中小企業	市内金融機関	2,000万円	年0.8%	10年以内	1年以内	利子補給：0.8% 3年間
		3,000万円				返済期間1～3年まで貸付金利0% 4年目から0.8%
保証協会保証	危機関連保証、セーフティネット保証等利用の場合はゼロ、その他は保証料の5分の4を補助（自己負担0.44%以内）					

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/shisei/buka/kakubuka/shokokanko/tokubetsukikin.html>

3.売上高が前年同月15%以上減少	相談窓口	貸付限度額	貸付金利	返済期間	据置期間	備考
長野県制度資金	市内金融機関	2,000万円	年0.8%	7年以内	2年以内	
保証協会保証	危機関連保証、セーフティネット保証等利用の場合はゼロ、その他は保証料の5分の4を補助（自己負担0.44%以内）					

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/20200319press.html>

※セーフティネット保証4号：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が

前年同月比20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比20%以上減少することが見込まれる

※セーフティネット保証5号：指定業種に属し、最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。（下記参照）

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

## ■持続化給付金・・・お問合せ先 経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口（TEL0570-783183）

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して給付金を支給

対象者：売上が前年同月比で50%以上減少している者。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90>

売上減少分の計算方法：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

## ■小規模事業者持続化補助金（商業、サービス業 従業員5人以下 宿泊業、その他 従業員20人以下）・・・お問合せ先 松本商工会議所 TEL32-5350

策定した「経営計画」に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する、地道な販路開拓等（生産性向上）のための取組であること。

1.小規模事業者持続化補助金 2/3補助上限50万円 公募要領 <https://r1.jizokukahojokin.info/> 締切日第2回6月5日、第3回10月2日、第4回2月5日（消印有効）

2. " 19.20号型 2/3補助上限200万円 対象者：令和元年10月の1か月間の売上高が、前年同月または同期と比較して10%以上減少した小規模事業者  
公募要領<https://r1.jizokukahojokin.info/taifu/> 締切日第1回5月10日、第2回7月10日（消印有効）

## ■雇用調整助成金・・・申請手続き、お問合せ先 松本公共職業安定所 TEL27-0111

雇用調整助成金（特例措置）は、新型コロナウイルスの影響により業績が悪化したなどの理由によって事業主が従業員を休ませた場合に、その支払った休業手当の一部を助成するもの。

助成率：中小企業は4/5

経営状況：直近1ヶ月の売上高などが同5%以上減少

◇「計画届」の提出に必要な書類（休業の場合）

- ・休業届実施計画（変更届）
- ・雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書
- ・休業協定書
- ・事業所の規模を確認する書類

◇「支給申請」に必要な書類（休業の場合）

- ・支給要件確認申立書・役員等一覧
- ・（休業等）支給申請書
- ・助成額算定書
- ・休業・教育訓練実績一覧表
- ・労働・休日の実績に関する書類
- ・休業手当・賃金の実績に関する書類

※詳細は下記サイト雇用調整助成金ガイドブックを参照  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000622165.pdf>)

厚生労働省雇用調整助成金サイト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

### 受給の手続きの流れ

雇用調整助成金の支給を受けるまでの流れは、おおむね次のようになります。

**特例として、計画届の提出は休業の実施後（事後提出）でも可能です**

